

2021年2月9日

池田町長 甕 聖章 様

池田町の未来を考える会
代表 安部 誠

小田切副町長の発言等に関する質問状

財政危機を克服するための行政側の努力が求められているなかで、行政の要職である副町長の権限と職責にかかわるいくつかの疑念が生じています。

昨年半ばから今年初頭にかけて、小田切副町長による以下のような行政権限を逸脱した看過できない事案が見られるため、事実関係とその真意を明らかにされること、および行政としてのしかるべき対応を求め、以下の質問をいたします。

なお、この質問については遅くとも2月末までに文書でご回答くださいますようお願いいたします。

1. 昨年9月30日の議員全員協議会の席上、小田切副町長からおおよそ次のような発言がありました。

『「池田町の未来を考える会」から議会に対して要望書が出されていると思うが、以前同様のものを行政でも受け取っている。それぞれのとらえ方がある中で、あくまで参考程度に押さえておいてほしい』

町民団体から議会に対して要望書を提出することは行政に何ら関係のないことであり、議会の席上でこのような発言があったことは町民団体の活動への干渉であると同時に、議会に対する行政からの不当な圧力であることは明らかです。

「池田町の未来を考える会」は当時、問題を認識しつつも、行政側の財政危機打開への誠実な努力を見守る立場からコメントを控えてきました。しかし、今日に至るまで、財政危機克服に向けた行政としての見るべき対応は示されず、あまつさえ、責任問題を回避するような態度が見えることから、あえてこの発言を公表するとともにその責任を問うものです。

事実関係およびその真意はどのようなものであったのか、お聞かせください。

2. 今年1月、議会が独自に作成して町民に配布した「議会だより臨時号」に関して、小田切副町長から議長に対してその記載内容を批判するような発言が行われたとの報告がありました。

議会の代表者に対して、議会活動にかかわる問題で副町長から何らかの干渉が行われることは議会の自律権を侵す越権行為であり、地方自治法にも抵触するものではないでしょうか。

このことは、町民としても見過ごすことができない問題であり、議会の場において事実関係を明らかにするとともに、その責任を明確にされることを求めます。

3. 昨年 12 月の町議会一般質問において、財政難を認識した時期について小田切副町長は「財政担当課長のときである」と答弁しました。知っていたとするならば、なぜそれ以降予算査定などにおいて適正かつ厳正な財政運営を行わなかったのか、明らかにしてください。

4. 平成 29 年度の決算をみる限り、基金（財調）繰入金 4,900 万円、実質収支 7,321 万円となっています。これは繰入金が全く必要なかったことを示し、結果として財調残高に影響を及ぼしたことになります。このことは、通常の財政運営ではあり得ない誤った事務処理と言わなければなりません。

当時の財政担当課長としての小田切副町長の責任は重大であると考えますが、どのように責任を感じているのかお伺いします。

5. 昨年、職員が飲酒運転をして停職処分になった事案がありました。その際に、議員全員協議会の席上、小田切副町長から「時間外の出来事なので理事者は処分なし」との発言があったと聞き及びます。当事者に対する処分や同席した職員に対する処置は、社会的常識から見れば大変不自然な対応であったのではないのかという疑念が持たれます。

交通安全は町民あげての課題であり、行政も当然その推進責任を負っています。職員の不祥事に対して理事者自身がその責任を表明しないのは大変疑問です。見解をおうかがいします。

6. 昨年 12 月の町議会において、服部久子議員から「町が地域おこし協力隊員 2 名を日本アルプス国際学院に派遣し、学院に席をおいて I T 指導にあたらせていることは問題ではないか」との趣旨の質問がありました。これに対して、小田切副町長は補足説明に立って次のように答弁しました。

「疑問を持った方が直接総務省にメールを出した。総務省の内部でもそのことを検討した結果『こうした使い方は問題がない』という見解をいただいておりますので、法的な問題はクリアしていると解釈している」

ところが、当会のメンバーが改めて総務省に問い合わせたところ、総務省渉外担当者から次のような返事を受け取りました（1 月 20 日）。

「一般論として、地域おこし協力隊の活動内容については、委嘱元の地方公共団体が予算案の審議等を通じてしっかりと住民に説明してその理解を得ることが重要であり、総務省は事後的に当該活動が特別交付税措置の対象となるか精査はしますが、当該活動内容自体の是非を判断する立場にはありません。また、当時の担当にも聞き取りを行ったところ、頂いたメールにあるように『このような活動にはとくに問題はないとの返答』を総務省から行った事実は確認できませんでした」

副町長答弁と総務省の説明との間には明らかに齟齬があり、この答弁は納得しかねます。総務省とどのようなやりとりがあり、池田町としてのどのような判断から、協力隊員を民間の一企業に派遣することになったのか、事実関係を踏まえて説明をお願いします。

以上